

関良 議会だより

▶ 発行：関良(せきりょう) ▶ 事務所：〒038-0042 青森県青森市新城市平岡109-11
▶ 電話番号：017-787-3306 ▶ 公式サイト：http://sekiry.jp/



● 青森県議会議員 ● 所属会派：青和会

第306回定例会

令和三年六月二十一日(後編)

青和会 関良議員 一般質問・答弁要旨

私は常に「弱者の立場に立って、弱者の方々が安心して人生を送れるように支援していくべきこと」が福祉の基本であると考えています。

この基本理念のもと質問します。

● 障害者の就労支援について

青森県内企業の令和2年度の倒産状況については、新型コロナウイルスに対応する支援策が次々と打ち出され、倒産が抑制されたとした上で、収束のめどは立っておらず、個人消費に左右される小売業やサービス業で倒産が急増する可能性があるとのことでした。こうした状況の中で、私は障害者の方々がその能力を発揮していけるよう、就労の場をしっかりと確保すること、また、就労に向けて丁寧なサポートしていくことが行政の重要な役割と考えます。

質問

働く意欲を持つ障害者が安心して就労できるよう、寄り添った支援が重要と考えますが、県の見解をお伺いいたします。

答弁・知事

障害者の方々が住みなれた地域で安心して暮らしていくことができる共生社会を実現するためには、障害者の方々の雇用機会を確保し、経済的自立と社会参加を促していくことが重要と考えます。このため、県が指定している県内6圏域の障害者就業・生活支援センターでは、障害者の方々に対する就業面と生活面での支援を一体的に行っており、伴走型による求職活動の支援や受入事業所に対する雇用管理の助言などにきめ細かく対応しています。また、障害者雇用に向けた事業主を対象として、障害者を雇用している優良事業所の見学会を開催しているほか、働きたいと考えている障害者の方々が就職に対する不安を解消できるように、障害者の多様なニーズに対応した職業訓練や実際の仕事に即した短期の職場実習を実施し、雇用に結びつけています。

今後とも、新型コロナウイルス感染症が障害者の雇用に及ぼす影響を注視しながら、働く意欲のある障害者の方が職業生活においてその能力を発揮し、本県で生き生きと暮らしていけるよう、障害者就業・生活支援センター等、関係機関と連携しながら、きめ細かな就労支援に取り組んでいくと考えています。



● 高速道路における交通事故防止対策について

昨年6月に道路交通法が改正され、厳罰化された「あおり運転」と並んで道路の逆走問題もここ数年で増加傾向にあることと捉えています。とくに高速道路の逆走が増加傾向にあり、発生した事故の約6割以上が、高齢ドライバーだということです。あおり運転は悪意に基づき発生するものでありますが、高速道路での逆走事故は、過失によっても発生する可能性があります。非常に難しい問題と捉えています。過失の場合は、ドライバーが標識を見落として対向車線に入り、自分がどこを走っているのかわからないまま向かってくる車を避けて走行することとなります。そのほかにも、道路標識などを無視し故意に逆走することもあります。本来、曲がる予定の道路を誤って通り過ぎたりしたため、逆走して曲がるべき道路まで戻ったりすることもあるようです。いままでもないことですが、高速道路の逆走事故は、事故につながる可能性が非常に高く、国土交通省の資料によれば、逆走によって事故を起こした場合、死亡事故になる確率は、そうでない場合の事故に比べて40倍にもなるそうです。認識のない逆走はもちろんのこと、故意の逆走も含め、高速道路での逆走事故を防止するためには何かしらの対策が必要ではないかと考えるところです。道路管理者等では、逆走が発生しやすい箇所での物理的もしくは視覚的な防止対策を講じていることと思いますが、県警察においても、関係機関と連携するなどして対策を強化していただきたいと思います。

質問

(1) 最近3年間の本県での高速道路における、逆走事故の発生状況についてお伺いします。

答弁・警察本部長

本県の高速道路における逆走事故を通報等により認知した件数は、平成30年3件、令和元年7件、令和2年3件となっています。

質問

(2) 高速道路における逆走事故を防止するための県警察の取組についてお伺いします。

答弁・警察本部長

県警察では、逆走事故が発生しそうな場所の把握に努め、道路管理者に改善を働きかけるとともに、サービスエリア等において、道路管理者と連携した逆走事故予防の広報啓発活動を行っています。

現に逆走事故を認知した際には、積極的な検挙に努め、悪質性を認識させて再発防止を図るとともに、運転者の言動等から認知能力に問題があると疑われる場合は、運転免許上の措置を適切に講ずることとしています。



●人口減少と高齢化に対応した 都市づくりと移住促進の取組について

全国的に人口減少や少子高齢化の中で、既に市街地も郊外も街並みが大きく変わってきています。青森市新町では二つの再開発事業を既に着手されており、一つ目は中新町山手地区の「中新町山手地区市街地再開発事業」と、二つ目は新町一丁目地区の「新町一丁目地区優良建築物等整備事業」、店舗・分譲マンション・ホテル・事務所が入居する13階から18階建て複合施設として、2022年から2023年度内の完成を目指しているとのこと。老朽化した小売店や飲食店を集約するとともにホテルや集合住宅を整備し、市中心部の新たなにぎわい創出を目指すこととしているとのことでした。

この二つの事業については、大変喜ばしく、私は以前、これからは「都市を正しく縮める」ことも必要であり、特に、郊外で買い物や冬期間の雪かき等で難儀している高齢者を中心市街地に誘導することで日常生活の消費を喚起し、交通網の整備やインフラ対策を省力化する、地域が活性化する街づくりの視点が重要ではないかと申し上げた次第です。また、コロナ禍においては、特に若い世代の地方移住に対する関心の高まりを示す調査結果が報じられ、また、リモートワークも進められていることから、この機会に首都圏等から本県への移住促進についても期待を寄せているところです。

質問

(1) 青森市における市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業のこれまで完了した件数、及び現在進行している2件への補助額について、お伺いします。

答弁・県土整備部長

市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業に対し、事業に要する費用の一部を国及び地方公共団体が補助するものです。青森市内では、これまでに、これらの事業を活用して5件の事業が完了しています。

また、現在2件の事業が青森市で進行しており、そのうち「中新町山手地区市街地再開発事業」では、国と青森市からそれぞれ約16億7千万円、合計で約33億5千万円の補助が見込まれ、また、「新町一丁目地区優良建築物等整備事業」でも同様に、国と青森市それぞれから約7億5千万円、合計で約15億円の補助が見込まれています。

県としては、引き続き、青森市に対して、必要な助言等を行い、円滑な事業の促進を図っていきたくと考えています。



質問

(2) 人口減少と高齢化が進む中においては、コンパクトな都市づくりを推進することが必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

答弁・県土整備部長

地方都市においては、急激な人口減少及び少子高齢化等により、商店の撤退等によるいわゆる中心市街地の空洞化やスポンジ化が大きな課題となっています。

県では、こうした課題に対応していくため、都市において新たな市街地の拡大は行わず、現在分散している住居や商業・業務機能をまちなかに集めるコンパクトな都市づくりが必要と考え、「青森県都市計画マスタープラン」を策定し、市町村が進める都市づくりの基本としています。

また、国においても、都市機能等の誘導によるコンパクトなまちづくりの実現を目指す立地適正化計画制度を推進していることを踏まえ、県では市町村に対し、この制度の活用を呼びかけてきました。これまで、青森市等の8市町が立地適正化計画を策定しているほか、今年度は階上町等の5町村で策定作業が進められる予定です。

県としては、今後市町村に対し、担当課長会議や事業相談会等の機会において、立地適正化計画策定の意義を啓発し、コンパクトな都市づくりを推進していくと考えています。

質問二

(3) 本県へのリモートワークによる移住促進に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

答弁二・企画政策部長

県では、コロナ禍をきっかけとした働き方の変化や、地方移住への関心の高まりを好機ととらえ、本県へのリモートワークによる移住促進に向けた取組を進めています。

具体的には、市町村におけるリモートワーカー等の受入態勢を構築するため、市町村・民間との協働により、お試し暮らし体験等の受入実証モデル事業を実施して効果等を検証し、得られたノウハウを県内全市町村に波及させていくこととしています。また、市町村が行うリモートワークに対応した移住体験拠点の整備を支援し、移住検討者の体験ニーズに対応できる環境を整えていくと考えています。

さらに、ウェブサイトやパンフレットを活用して、首都圏等の移住検討者に対し、本県のリモートワーク環境の 프로모ーションを展開するなど、市町村や関係機関と連携を図りながら、リモートワーカーの移住促進にしっかりと取り組んでいくと考えています。



●改正高年齢者雇用安定法の施行を 踏まえた雇用対策について

今年4月に高年齢者70才までの就業機会の確保を企業努力義務とする改正高年齢者雇用安定法が施行されました。我が国の労働力人口の高年齢化が進む現状を鑑みると、後期高齢者が明るく働ける社会づくりは欠かすことの出来ない取組の一つであります。老後は余生をのんびり楽しむだけでなくが主流の時代ではもはやなく、「仕事にやりがいを感じるから働きたい」「経済的余裕がないから働く」といった、ニーズに合わせて高齢就業者が自由に引退年齢を決めることが出来る時代に対応していかなければなりません。企業にとっても、他の業種の経験・知識の豊富な高齢就業者を雇うことは企業の多様性、柔軟性を養うことのできるメリットがあります。

質問

高齢者の就労促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

答弁・商工労働部長

人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するためには、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を生かして活躍する場をひろげていくことが、今後一層重要になると考えています。

このため県では、高齢者の就労促進に向けて、アスパムに設置している「ネクストキャリアセンターあおもり」において、専門家によるキャリアカウンセリングや就職情報の提供など、きめ細かな相談対応を行っているほか、求職者と県内企業のマッチングを図るためのシニア向け合同企業説明会を開催しています。また、昨年10月に開設した「あおもり人財確保推進センター」では、相談窓口に関するコーディネーターを配置し、県内企業からの高齢者雇用に関する相談に随時対応しているほか、県内企業からの高齢者雇用に関する相談に随時対応しているほか、高齢者が安心して働ける職場づくりを支援しています。県としては、働く意欲や能力を持つ高齢者が年齢に関わりなく働き続け、地域経済の担い手として活躍できるよう、引き続き、国や関係機関と連携して高齢者の就労促進に取り組んでいくと考えています。



優良だより 第18号 2021年

発行 関良(せきりょう)
事務所 青森市新城市平岡109-11
電話番号 017(787)3306